

## 農業農村整備事業（国営事業・補助事業）の事業評価について

### 1 再評価の実施方針

- 農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、国営事業及び補助事業に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画(平成 22 年 8 月 10 日農林水産大臣決定)に基づく事業評価として、事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価(再評価)を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を実施。
- 国営事業では、当該事業の継続、縮小その他変更、休止又は中止の実施方針、補助事業では補助金交付の方針の決定を行う。

### 2 再評価の概要（国営事業・補助事業）

|                   | 再評価  |
|-------------------|--|
| 対象事業地区・<br>実施時期   | ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業については、事業採択年度から5年を経過した年度に実施<br>② <u>事業採択後 10 年が経過した時点で継続中の事業については、事業採択年度から 10 年を経過した年度に実施</u><br>③ 事業採択後 10 年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年ごと<br>④ 国営事業の場合、事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、社会経済情勢の変化等により再評価の実施が必要と認められる事業については、事業採択年度から5年を経過した年度に実施<br>※今回の補助事業再評価事業地区は②に該当 |
| 実施主体              | ・国が評価(補助事業の場合は、事業実施主体の協力の下実施)  |
| 評価項目等             | ア 事業の進捗状況<br>イ 関連事業の進捗状況<br>ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無<br>(ア) 事業の施行に係る地域 (イ) 主要工事計画 (ウ) 事業費<br>エ 社会経済情勢の変化<br>オ 費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化<br>カ 環境との調和への配慮(地すべり防止工事は除く。)<br>※補助事業はア、イ、エ、オが対象(国営事業はア～カ全てが対象)  |
| 第三者委員会<br>(技術検討会) | ・専門的知見を有する第三者から構成される技術検討会において、 <u>関係団体の意見を聴取した上で、再評価の内容について意見聴取する。</u><br>※技術検討会は公開で行うものとし、その審議内容(議事概要)は公表   |
| 評価結果の公表           | ・再評価結果及び実施方針等は、 <u>基礎資料等を含めて公表するとともに、関係団体へ周知する。</u><br>・補助事業は3月末に公表(国営事業は評価年度の8月末)   |

### 3 事後評価の実施方針

- 農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国営土地改良事業及び補助事業に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画(平成22年8月10日農林水産大臣決定)に基づく事業評価として、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価を実施。

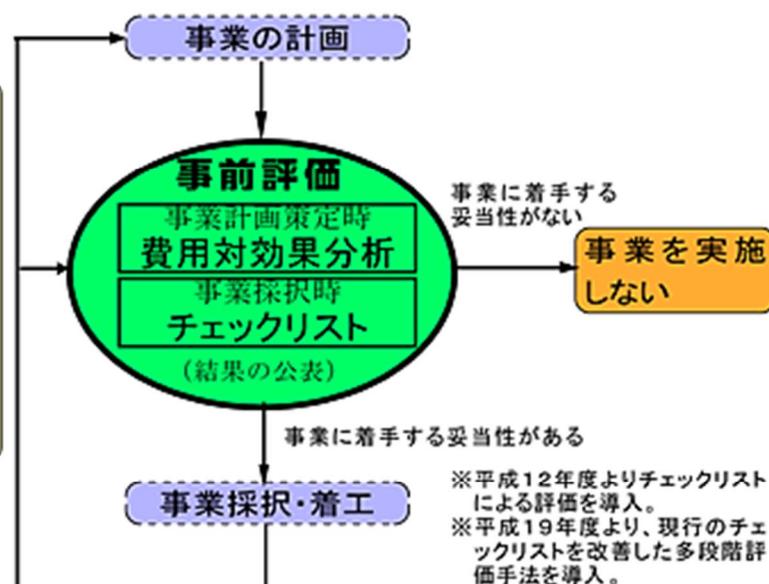
### 4 事後評価の概要（国営事業・補助事業）

|                   | 事後評価   |
|-------------------|--|
| 対象事業・地区           | ・総事業費 10 億円以上の農業農村整備事業等地区  |
| 実施時期              | ・事業完了の翌年度から概ね5年を経過後  |
| 実施主体              | ・国が評価(補助事業の場合は、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施)   |
| 評価項目等             | ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化<br>イ 事業効果の発現状況(費用対効果分析結果を含む)<br>ウ 事業により整備された施設の管理状況<br>エ 事業実施による環境の変化<br>オ 社会経済情勢の変化<br>カ 今後の課題等 |
| 第三者委員会<br>(技術検討会) | ・専門的知見を有する第三者から構成される技術検討会において、 <u>関係団体の意見を聴取した上で、事後評価の内容について意見聴取する。</u><br>※技術検討会は公開で行うものとし、その審議内容(議事概要)は公表              |
| 評価結果の公表           | ・事後評価結果は、 <u>基礎資料等を含めて公表する。</u><br>・ <u>補助事業は3月末に公表</u> (国営事業は評価年度の8月末)  |

5 事業評価全体のフロー図

農業農村整備事業における事業評価の流れ

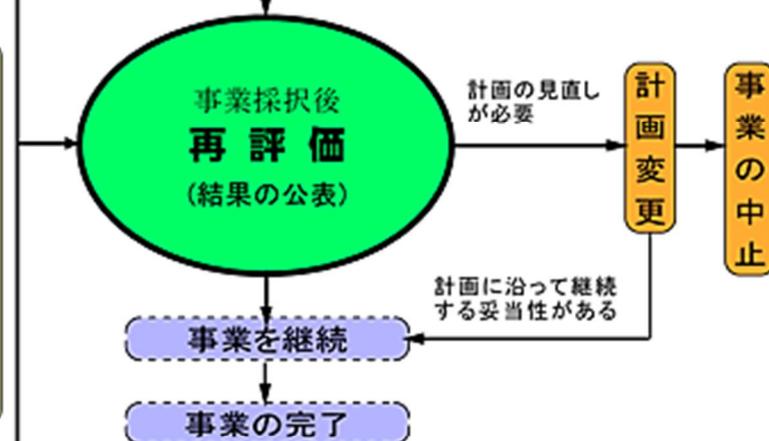
事業実施前の評価



①事前評価(S24年～)

- ・土地改良法に基づき、事業の必要性、技術的可能性、経済性、農家の負担能力及び環境との調和への配慮の観点から事業を評価。
- ・費用対効果分析その他の手法により、定量的・定性的に示された分析結果を踏まえて、総合的・客観的に評価。
- ・事業採択に当たっての評価項目を明確化したチェックリストを作成し、評価結果を公表 (H12～)。

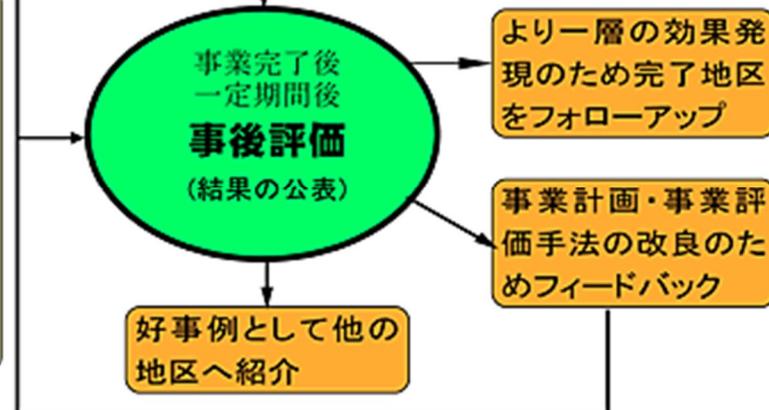
事業実施中の評価



②再評価(H10年度～)

- ・事業着手後10年経過、その後は5年ごとに実施。
- ・評価結果に基づき、必要に応じて計画の変更を行う他、必要性の乏しい事業は中止を決定。
- ・評価の内容  
事業の進捗、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の基礎となる要因の変化等。(H15～B/C試行)

事業完了後の評価



③事後評価(H12年度～)

- ・完了後概ね5年を経過した事業について実施。
- ・事業完了地区のフォローアップ、事業評価の手法の改良、事業計画、事業管理手法の改良に評価結果を活用。
- ・評価の内容  
事業効果の発現状況、施設の管理状況、社会経済情勢の変化等。(H15～B/C試行)

※事前・事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

## 6 事業評価の実施体制

### (1) 局内実施体制（中国四国農政局国営等事業管理委員会）

- ・委員長：農村振興部長
- ・副委員長：農村振興部地方参事官（事業計画）  
農村振興部地方参事官（各省調整）
- ・委員：農村振興部各課長

### (2) 中国四国農政局技術検討委員会

- ・専門的な知識を有する識者により開催（半数以上の出席で開催可）
- ・原則公開（配布資料、議事録、傍聴・取材可）

### (3) 中国四国農政局技術検討委員会委員（令和6年度）

| 所属・役職                   | 氏名                   | 備考    |
|-------------------------|----------------------|-------|
| 徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授   | かわぐち よういち<br>河口 洋一   | 環境    |
| 岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授 | だたい ひさし<br>駄田井 久     | 農業経済  |
| 東讃地区生活研究グループ連絡協議会 元会長   | つくだ としこ<br>佃 俊子      | 消費者団体 |
| 島根県立大学地域政策学部 准教授        | とよた ともよ<br>豊田 知世     | 地域社会  |
| 岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授  | もろいずみ としつぐ<br>諸 泉 利嗣 | 農業土木  |

## 7 令和6年度 補助事業（再評価・事後評価）の対象地区

### (1) 再評価

#### 1) 水利施設等保全高度化事業 高野地（たかのじ）地区【愛媛県】

- ・総事業費 991百万円
- ・工期 平成26年度～令和8年度

#### 2) 農村地域防災減災事業 木頭2期（きとうにき）地区【徳島県】

- ・総事業費 365百万円
- ・工期 平成26年度～令和9年度

#### 3) 農村地域防災減災事業 木沢2期（きさわにき）地区【徳島県】

- ・総事業費 273百万円
- ・工期 平成26年度～令和9年度

### (2) 事後評価

#### 1) 農業競争力強化基盤整備事業 御所（ごしよ）地区【徳島県】

- ・総事業費 1,262百万円
- ・工期 平成18年度～平成30年度